平成２１年（フ）第３１１号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美815番地１
破産者　藤川　徳江
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１３６号
横浜市鶴見区元宮２丁目４番19―1001号
破産者　大場　正志
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３７号
横浜市鶴見区元宮２丁目４番19―1001号
破産者　大場佐奈恵
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９７号
横浜市青葉区あざみ野１丁目10番地７　カーサ・ヴィータ402
破産者　伴　　章
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９８号
横浜市青葉区あざみ野１丁目10番地７　カーサ・ヴィータ402
破産者　伴　　里美
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１４号
横浜市磯子区原町５番21号
破産者　小磯　康雄
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５２号
横浜市鶴見区下末吉３丁目12番15―104号
破産者　福田　照己
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２１号
横浜市港北区大倉山２丁目11番10号　よしみ荘７号室
破産者　上野　徹明
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２号
愛知県一宮市あずら３丁目１番２―105号
県営南あずら住宅
破産者　古川せつ子
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８２号
神戸市西区玉津町高津橋348―Ｄ―401
破産者　松田ひろみ
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
熊本県玉名市岱明町下前原231番地14、開始決定時の住所熊本県玉名市山田1836番地21
破産者　早川　好治
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成１９年（フ）第１１０４号
大分市大在浜２丁目19番29号エスポワール大在301
破産者　山口　新男
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５号
大分市大字永興992番地の33
破産者　青木　繁美
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６５号
大分市大字三芳1534番地の１アルテールサイドＢ102
破産者　足達　睦代
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９８号
大分市大字三芳1534番地の１アルテールサイドＢ102
破産者　足達　仁美
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２９１６号
東京都大田区仲池上１丁目24番22号
破産者　株式会社丸徳
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２８８号
埼玉県さいたま市緑区原山１丁目16―13
破産者　下口　良一
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７７４７号
東京都中央区京橋１丁目11番６号
破産者　荒木印刷株式会社
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００８号
東京都港区六本木３丁目16番13号
破産者　株式会社カントリープレス
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部